

# 尾道市男女共同参画推進条例の概要

## 条例制定の目的（第1条）

男女共同参画に関する「基本理念」「市、市民、市民団体、事業者、教育に携わる者の責務」及び「施策の基本となる事項」を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としています。

## 男女共同参画を推進するための基本理念（第3条）

男女共同参画を推進するために、7つの基本になる考え方を基本理念として決めました。

1

### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮する機会を確保していきましょう。

2

### 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

3

### 施策等の立案及び決定への共同参画

男女がさまざまな分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

4

### 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受けながら、家庭生活での活動と職場や地域などでの活動とが両立できるようにしていきましょう。

5

### 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産などに関して互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康に生活できるように配慮しましょう。

6

### 男女間における暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや痴漢行為、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなど男女間におけるあらゆる暴力をなくしましょう。

7

### 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。

## 男女共同参画にみんなで一体となって取り組みましょう（第4条～第8条）

男女共同参画社会の実現のためには、市だけでなく、市民・市民団体・事業者・教育に携わる人が協働して取り組むことが必要であることから、それぞれの責務を定めました。

### 市の責務

- 施策を総合的に策定し、市民等との協働や、関係機関・関係団体との連携を図りながら、計画的に実施します。

### 市民のみなさんの責務

- 家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
- 市の施策に協力するよう努めましょう。

### 市民団体のみなさんの責務

- 運営や活動方針の決定にあたり、男女双方の意見が反映されるように努めましょう。
- 市の施策に協力するよう努めましょう。

### 事業者のみなさんの責務

- 男女が職場において対等な立場で参画できるように努めましょう。
- 仕事と生活の調和をとることができるよう努めましょう。
- 市の施策に協力するよう努めましょう。

### 教育に携わるみなさんの責務

- 男女共同参画の理念を理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めましょう。

## 男女の人権を侵害するような行為を禁止します

### 性別による権利侵害の禁止（第9条）

誰であっても、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害や、男女共同参画に反する権利侵害を行わないようにしなければなりません。

### 公衆に表示する情報の表現への配慮（第10条）

ポスターやチラシなど社会一般に広く表示される情報が、社会一般に及ぼす影響を考え、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力行為を助長する表現や、過度に性的な表現を行わないよう配慮しましょう。

## 男女共同参画を推進するための施策の基本となる事項を定めています

(第11条～22条)

### 基本施策

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めます。策定に当たっては、市民のみなさんの意見を反映するとともに、尾道市男女共同参画審議会の意見を聴きます。(第11条)

市が施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮します。(第12条)

市は施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備します。(第13条)

市の附属機関等の委員に、女性を積極的に登用するなどの措置により、男女の数が均衡するように努めます。(第14条)

市民・市民団体・事業者のみなさんが行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、学習機会や情報を提供するなどの支援を行います。(第15条)

家庭生活と仕事やその他の活動を両立できるよう支援します。(第16条)

家族が協力して、介護や子育てを行うことができるような環境整備に努めます。(第17条)

男女の生涯を通じた心身の健康のために、情報及び検診機会の提供などの支援を行います。(第18条)

ドメスティック・バイオレンスを防止するよう努め、被害者が自立するための支援を行います。(第19条)

### 苦情への対応

市が実施する男女共同参画施策や男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、不服がある市民・市民団体・事業者のみなさんは、市長に申出をすることができます。(第20条)

### 調査研究

男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行います。(第21条)

### 年次報告

男女共同参画施策の実施状況を、毎年1回公表します。(第22条)

## 男女共同参画審議会について定めています (第23条～24条)

### 尾道市男女共同参画審議会

基本計画に関する意見や、男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議を行うため、男女共同参画審議会を設置します。(第23条)

委員を15人以内で構成し、男女双方の意見を反映するため、男女のどちらかの委員が、委員数の10分の4未満にならないようにします。(第24条)

# 尾道市男女共同参画推進条例の仕組み

## 基本理念

男女の人権の尊重  
社会における制度又は慣行についての配慮  
施策等の立案及び決定への共同参画  
家庭生活における活動と他の活動との両立  
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重  
男女間における暴力の根絶  
国際的協調

## 責 務

市

市民の  
みなさん

市民団体の  
みなさん

事業者の  
みなさん

教育に携わ  
るみなさん

性別による権利侵害の禁止

公衆に表示する情報の表現への配慮

## 男女共同参画の推進に関する施策

基本計画  
委員等への女性の積極的登用  
市民等が行う活動等への支援  
仕事と家庭の両立支援  
家族での介護や子育ての環境整備  
生涯を通じた健康保持のための支援  
DVの防止と被害者支援

市

市民の  
みなさん

市民団体の  
みなさん

事業者の  
みなさん

教育に携わ  
るみなさん

協 ↓ 働

男女共同参画社会の実現